

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局食肉鶏卵課食肉需給対策室

品名（関税率関係） 又は制度名（関税制度関係）		<品名> 生きている豚、豚肉、豚くず肉、ハム及びベーコン等 <制度名> 生きている豚及び豚肉等に係る特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第2項、第7条の6 ○ 具体的な改正内容 「令和七年三月三十一日まで」又は「令和六年度まで」とされているものを1年間延長する。								
税番	統計細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
0103. 92		生きている豚	10%	従量税（19,508円/頭） 差額関税 従価税（8.5%）		10%	従量税（19,508円/頭） 差額関税 従価税（8.5%）		従量税（19,508円/頭） 従価税（8.5%）	
0203. 11, 0203. 12 0203. 19, 0203. 21 0203. 22, 0203. 29 0206. 30, 0206. 49		豚肉 豚くず肉	5%	従量税 （0203. 11, 0203. 21 ：361円/kg、その他：482円/kg） 差額関税 従価税（4.3%）		5%	従量税 （0203. 11, 0203. 21 ：361円/kg、その他：482円/kg） 差額関税 従価税（4.3%）		従量税 （0203. 11, 0203. 21 ：361円/kg、その他：482円/kg） 従価税（4.3%）	
0210. 11, 0210. 12 0210. 19, 0210. 99 1602. 41, 1602. 42 1602. 49		ハム及びベーコン等	10%	差額関税 従価税（8.5%）		10%	差額関税 従価税（8.5%）		従量税（1,035円/kg） 従価税（8.5%）	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和7年4月1日 ○適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日								
改正を要望する品		① 現状								

<p>目又は制度をめぐる状況</p>	<p>豚肉は、国内で飼養されている豚のほとんどが外国由来の原種やそれらを交配したものであるため、国産品と輸入品の間で品質面での差別化が図りにくく、品質、価格ともに輸入豚肉と厳しい競合関係にあることから、これまで、競争力確保のために規模拡大等の構造改革を鋭意進めてきたところである。</p> <p>② 問題点</p> <p>安価な豚肉が大量に輸入されることにより、これまでの構造改革の成果が損なわれ、消費者への安定的な国産豚肉の供給に支障をきたすこととなる。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>豚肉は、内外価格差があることから、生産性の向上など国内生産の構造改革を進めているところ。このような中、安価な豚肉の大量輸入によってこれまでの構造改革の成果が損なわれることなく、引き続き構造改革を推進していくためには、今後WTO交渉の結果により変更等があり得ることも考慮すると、一定の国境措置を暫定措置として確保することが不可欠である。</p> <p>また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時の関係国との協議結果に基づき、WTO協定税率よりも低い暫定税率を適用しており、当該国際約束を履行するため、暫定税率を維持していく必要がある。</p> <p>今後WTO農業交渉の結果により変更等があり得ることを考慮し、今回の暫定措置の延長期間は1年間を希望する。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>WTO農業交渉の進展を見つつ、国内の構造改革が進み、十分な国際競争力が確保されるまでの間、延長を行う必要がある。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>安価な豚肉の大量輸入による国内生産への影響を緩和することにより、国内の構造改革が推進され、国産豚肉の安定供給が確保される。</p> <p>また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束が履行される。</p> <p>【令和5年度における適用実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績：94万トン、5,671億円（資料：財務省「貿易統計」） <p>注）上記数量には、各種EPAに係る税率で輸入されているものを含む。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>内外価格差が存在する中で、安価な豚肉の大量輸入が国内生産の構造改革に与える影響を緩和し、消費者に国産豚肉を安定的に供給していくには、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における国際約束に基づく当該関税率及び特別緊急関税制度を引き続き維持することが必要である。また、現行の関税率及び特別緊急関税制度に代替しうる国内支持政策を実施するとなれば、追加的な社会的費用が発生することとなるため、</p>

	<p>一定の国境措置を維持しつつ、生産性向上などの構造改革の取組を一体的に進めていくことが効率的である。</p> <p>加えて、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束を履行する上でも、暫定税率の維持は必要不可欠である。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>令和2年3月31日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、令和12年度における豚肉の生産努力目標を131万トン（枝肉換算）と設定しており、本措置は、この目標達成のために必要不可欠な国境措置となっている。</p> <p>また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束を履行する上で、暫定税率の維持は必要不可欠である。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>養豚経営安定対策事業：</p> <p>「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、養豚経営の安定を図るため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	<p>生きている豚及び豚肉等に係る暫定税率及び特別緊急関税制度は平成7年度に導入され、現在まで延長されている。</p>
措置による効果	<p>ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束が履行されるとともに、消費者への安定的な豚肉供給に寄与してきた。</p> <p>生きている豚及び豚肉等に係る特別緊急関税制度は、平成9年1月1日から同年3月1日まで発動された。その発動の効果については、以下のとおり。</p> <p>① 輸入量の抑制</p> <p>輸入量は、発動後（平成9年1月～3月）は、発動前（平成8年4～12月）に比べ低水準となった。</p> <p>【平成8年度の豚肉輸入量（1か月平均）】</p> <p>発動前：平成8年4月～12月（65,180トン／月）</p> <p>→ 発動後：平成9年1月～3月（27,691トン／月）</p> <p>② 国産卸売価格の安定</p> <p>国産豚肉の卸売価格は、発動期間中において安定基準価格を下回ることはなかった。</p> <p>【平成8年度の価格安定帯】</p>

安定基準価格：390 円/kg

【平成8年度の豚肉卸売価格（省令）】

最低値：401 円/kg（11月） 平均（平成9年1～3月）：455 円/kg

※平成8年7月1日～平成9年3月31日までは、関税緊急措置も発動。